

平成28年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会
定 例 会 会 議 録

1. 招集日時 平成28年2月12日(金)午後4時

1. 招集場所 君津市役所 9階全員協議会室

1. 出席議員 11名

1番 服部 善郎 君	2番 滝口 敏夫 君
3番 大村 富良 君	4番 鈴木 洋邦 君
5番 安藤 敬治 君	6番 磯貝 清 君
7番 高橋 恭市 君	8番 鈴木 幹雄 君
10番 出口 清 君	11番 田邊 恒生 君
12番 榎本 雅司 君	

1. 欠席議員 1名

9番 石井 志郎 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 渡 辺 芳 邦 君	副 管 理 者 佐 久 間 清 治 君
監 査 委 員 鷗 田 源 一 君	教 育 長 高 澤 茂 夫 君
会 計 管 理 者 太 田 美 夫 君	事 務 局 長 古 神 子 隆 夫 君
事 務 局 参 事 (事)児童発達支援 センター所長 堀 切 修 君	総 務 課 長 小 野 一 則 君
企 画 財 政 課 長 小 倉 克 之 君	会 計 課 長 教 育 委 員 会 長 庶 務 課 長 茂 木 昇 治 君

1. 職務のため出席した者の職氏名

書 記 長 小 曾 根 勝 己	副 主 幹 金 子 敬 之
総 務 係 長 門 脇 紀	主 事 友 野 千 明

○副議長(鈴木幹雄君) 皆さん、こんにちは。本日は、たいへんお忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

さて現在、組合議長が空席となっております。地方自治法第106条第1項の規定により、新議長が選出されるまで、副議長の私が行いますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、新たな組合議会議員をご紹介いたします。昨年、10月21日付けで、君津市議会議長となられました、安藤敬治君をご紹介いたします。

安藤敬治君、挨拶をお願いいたします。

○(安藤敬治君) 君津市議会議長の安藤でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長(鈴木幹雄君) 同じく、昨年10月21日付けで、君津市議会より当組合議員に選出されました、磯貝清君をご紹介いたします。

磯貝清君、挨拶をお願いいたします。

○(磯貝清君) 君津市議会選出の磯貝清でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○副議長(鈴木幹雄君) 次に、昨年12月18日付けで袖ヶ浦市議会議長となられました田邊恒生君をご紹介いたします。

田邊恒生君、挨拶をお願いいたします。

○(田邊恒生君) 袖ヶ浦市議会の議長をやっております田邊でございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長(鈴木幹雄君) 以上で紹介を終わります。

◎開会及び開議 午後4時2分

○副議長(鈴木幹雄君) ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより平成28年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、9番石井志郎君から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

◎議長の報告

○副議長(鈴木幹雄君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第292条の規定により準用する、同法第121条の規定により、議長の出席要求に対する出席者の職氏名を一覧表として配布しております。

次に監査委員から、地方自治法第292条の規定により準用する、同法第199条第9項の規定により、平成27年度定期監査報告書等の提出がありました。お手元に配布いたしました印刷物により、ご了承願います。

次に管理者より、平成28年2月4日付けをもって議案の送付があり、これを受理いたしましたのでご報告いたします。なお、議案につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

◎議事日程の決定

○副議長(鈴木幹雄君) 本日の議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、印刷配布してございます。その順序に従いまして、会議を進めてまいりますのでご了承願います。

(参 照)

議 事 日 程	平成28年2月12日 午後4時 開会
日程第1	議席の指定
日程第2	議長の選挙
日程第3	会期の決定
日程第4	会議録署名議員の指名
日程第5	管理者の選挙
日程第6	議案上程
日程第7	提案理由の説明
日程第8	議案審議(議案第1号ないし議案第13号)

◎日程第1 議席の指定

○副議長(鈴木幹雄君) 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条の規定により、安藤敬治君を5番に、磯貝清君を6番に、田邊恒生君を11番に指定いたします。

◎日程第2 議長の選挙

○副議長(鈴木幹雄君) 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条に、投票による選挙と指名推選による方法がありますが、従来例により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(鈴木幹雄君) ご異議ないものと認め、指名推選により選出することを決定いたします。どなたか議長のご指名をお願いいたします。

滝口敏夫君。

○2番(滝口敏夫君) 富津市の鈴木幹雄議員をご推挙申し上げます。

○副議長(鈴木幹雄君) ただいま滝口敏夫君より、私、鈴木幹雄を議長に推薦する発言がありました。他に指名はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(鈴木幹雄君) 他に指名がないようですので、お諮りをいたします。

ただいま指名のありました鈴木幹雄を、議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(鈴木幹雄君) ご異議ないものと認めます。よって私、鈴木幹雄が議長に当選いたしましたので、会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長(鈴木幹雄君) それでは、私より一言御礼のご挨拶を申し上げます。ただいま、皆様方の温かいご推挙を賜りまして、組合議会の議長に当選をさせていただき、誠にありがとうございます。

本組合の発展はもとより、圏域発展のために全力を傾注する所存でございます。今後とも、ご支援、ご協力の程、切にお願いを申し上げます。はなはだ簡単ではござい

すが、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

◎議事日程の追加

○議長(鈴木幹雄君)　　ここでお諮りをいたします。ただいま副議長が議長に当選いたしましたので、副議長が欠員となりました。この際、副議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君)　　ご異議ないものと認めます。よって副議長選挙を日程に追加し、選挙することに決定いたします。日程第2の次に、日程第3、副議長の選挙を追加いたします。議事日程を配布してください。

(参 照)

議 事 日 程　　　　　平成28年2月12日　午後4時　開会

- 日程第1　　議席の指定
 - 日程第2　　議長の選挙
 - 日程第3　　副議長の選挙
 - 日程第4　　会期の決定
 - 日程第5　　会議録署名議員の指名
 - 日程第6　　管理者の選挙
 - 日程第7　　議案上程
 - 日程第8　　提案理由の説明
 - 日程第9　　議案審議（議案第1号ないし議案第13号）
-

◎日程第3　副議長の選挙

○議長(鈴木幹雄君)　　日程第3、ただちに副議長の選挙を行います。選挙の方法といたしましては、議長選挙と同様に指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(鈴木幹雄君) ご異議ないものと認め、指名推選により選出することに決定いたします。どなたか副議長のご指名をお願いいたします。

滝口敏夫君。

○2番(滝口敏夫君) 君津市の安藤敬治議長をご推挙申し上げます。

○議 長(鈴木幹雄君) ただいま滝口敏夫君より、安藤敬治君を副議長に推薦する発言がありました。他に指名はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(鈴木幹雄君) 他に指名がないようですので、お諮りをいたします。

ただいま指名のありました安藤敬治君を、副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(鈴木幹雄君) ご異議ないものと認めます。よって安藤敬治君が副議長に当選されました。会議規則第30条第2項の規定により、安藤敬治君に当選を告知いたします。ここで、当選されました安藤敬治君に、承諾の挨拶をお願いいたします。

○5番(安藤敬治君) 自席より一言ご挨拶申し上げます。このたびは皆様方のご推挙を賜りまして、組合議会の副議長に当選をさせていただきましたことに、衷心より感謝を申し上げます。

今後は副議長の職務を全力をもって全うしていく所存でございますので、皆様方の一層のご指導とご鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げ、たいへん簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎日程第4 会期の決定

○議 長(鈴木幹雄君) 次に日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(鈴木幹雄君) ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

○議長(鈴木幹雄君) 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、2番滝口敏夫君、7番高橋恭市君を指名いたします。

◎管理者挨拶

○議長(鈴木幹雄君) ここで管理者から招集のご挨拶があります。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 皆さん、こんにちは。本日ここに、平成28年2月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公務ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今回の定例会に提案いたします案件は、13議案でございます。内容につきましては、後ほど提案理由の説明の際に申し上げることといたしますが、十分にご審議をいただき、全議案とも原案どおり可決賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎日程第6 管理者の選挙

○議長(鈴木幹雄君) 日程第6、管理者の選挙を行います。

管理者の任期が、平成28年4月29日をもって満了となりますので、選挙を行うものであります。組合規約第8条第2項の規定により、管理者は組合議会において関係市長の内からこれを選挙することとされております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条に、投票による選挙と指名推選による方法がありますが、従来例により、指名推選により行いたいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君) ご異議ないものと認め、指名推選により選出することに決定いたしました。どなたか管理者のご指名をお願いいたします。

出口清君。

○10番(出口清君) 管理者につきましては、本年まで2年間、木更津市長の渡辺市長にご尽力をお願いして、本組合の発展にご尽力されてきたわけですので、引き続き木更津市の渡辺市長に管理者をお願いしたくご推挙申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長(鈴木幹雄君) ただいま出口清君より、木更津市長の渡辺芳邦君を管理者に推薦する発言がありましたが、他に指名はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君) ほかに指名がないようですので、お諮りをいたします。

ただいま指名のありました渡辺芳邦君を、管理者の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君) ご異議ないものと認めます。よって本組合の管理者に渡辺芳邦君が再選されました。会議規則第30条第2項の規定により、渡辺芳邦君に当選の告知をいたします。

ここで、渡辺芳邦君にご挨拶をお願いいたします。

○管理者(渡辺芳邦君) それでは、一言ご挨拶をさせていただきます。ただいま、議員の皆様方のご推挙を賜りまして、引き続き管理者を務めさせていただくことになりました。本圏域、関係市の発展のため、誠心誠意努力を尽くす所存でございます。今後ともご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(鈴木幹雄君) なお、管理者に渡辺芳邦木更津市長が再選されましたので、組合同規約第6条第2項の規定により、木更津市の服部善郎副市長が、引き続き組合議員に就任いたしますのでご了承願います。

◎日程第7 議案上程

○議長(鈴木幹雄君) 日程第7、議案上程を行います。

送付されました、議案第1号から議案第13号までの13議案を一括上程いたします。

なお、議案の朗読につきましては、省略いたしますのでご了承願います。

(参 照)

君 広 総 第 2 4 5 号

平 成 2 8 年 2 月 4 日

君津郡市広域市町村圏事務組合議会

副議長 鈴木 幹 雄 様

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者 渡 辺 芳 邦

平成28年2月組合議会定例会に係る議案の送付について

平成28年2月12日開会の組合議会定例会に係る下記の議案を送付いたします。

記

- | | |
|--------|--|
| 議案第1号 | 平成27年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号） |
| 議案第2号 | 平成28年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算 |
| 議案第3号 | 君津郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査法施行条例の制定について |
| 議案第4号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第5号 | 君津郡市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例の制定について |
| 議案第6号 | 組織条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第7号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第8号 | 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第9号 | 職員等の旅費に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第10号 | 君津郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第11号 | 君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第12号 | 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命について |
| 議案第13号 | 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任について |

◎日程第8 提案理由の説明

○議長(鈴木幹雄君) 次に、日程第8、提案理由の説明を求めます。

渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

本日ここにご提案をいたしました案件は、議案第1号から議案第13号までの13議案でございます。以下、その案件につきまして、順次提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 平成27年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)でございますが、歳入歳出予算の総額から、それぞれ522万9千円を減額し、補正後の予算総額を8億2,273万5千円にしようとするものでございます。

次に、議案第2号 平成28年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算総額を、それぞれ8億2,616万4千円と定めようとするものでございます。前年度の当初予算と比較いたしますと、728万4千円の増額、率では0.9%の増となっております。

予算編成に当たりましては、関係市の厳しい財政状況を十分理解し、事務事業の緊急性及び重要度等を勘案いたしまして、合理化を図ることを念頭に置き、必要最小限の予算編成を行ったものでございます。

次に、議案第3号 君津郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査法施行条例の制定についてでございますが、行政不服審査法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、行政不服審査法の施行に伴い関係条例の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第5号 君津郡市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例の制定についてでございますが、暴力団の排除に関する事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第6号 組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部改正に伴い、分掌事務に変更が生じたため、

関係条文の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成27年の千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本組合の職員の給与の額等を改定、並びに地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第8号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成27年の千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本組合の職員の地域手当の支給割合を改正するため、関係条文の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第9号 職員等の旅費に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第10号 君津郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政不服審査法の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第11号 君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成27年の千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本組合の任期付職員の給与の額等を改定するため、関係条文の整備をしようとするものでございます。

次に、議案第12号 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命についてでございますが、君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員、長谷部理絵氏が、平成28年3月31日をもって任期満了となるため、新たに福島友子氏を任命しようとするものでございます。

最後に、議案第13号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてでございますが君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員、渡辺盛氏の退任に伴いまして、後任者として田邊恒生氏を選任しようとするものでございます。

細部につきましては、事務局長から補足説明を申し上げますので、十分ご審議のうえ原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よ

ろしく、お願いいたします。

◎日程第9 議案審議

○議長(鈴木幹雄君) 以上で提案理由の説明が終了しましたので、日程第9、議案審議を行います。初めに議案第1号 平成27年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第1号 平成27年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)の補足説明を申し上げます。別冊の平成27年度君津郡市広域市町村圏事務組合補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ522万9千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8億2,273万5千円にしようとするものでございます。

次に、4ページをご覧ください。歳入につきまして、ご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項負担金の補正予算額683万9千円の減額でございますが、3目児童福祉施設給付費負担金の報酬基準額の改定により減額となったものでございます。

次に2款使用料及び手数料は130万円の増額でございます。児童発達支援センターの自己負担分の応能負担額が見込みを上回ったことと、夜間急病診療所の年末年始におけるインフルエンザ診療を今年度から実施したため、増額となったものでございます。

6款財産収入でございますが、児童発達支援センターの送迎バス更新に伴い、これまで使用しておりましたバスの売払い収入でございます。

次に5ページをご覧いただきたいと思っております。歳出についてご説明を申し上げます。

各款の共通事項といたしまして、平成27年千葉県人事委員会勧告等に伴う給与改定の増額と、共済費の標準報酬移行による減額の補正を行うものでございます。

まず1款議会費の増額につきましては、只今ご説明申し上げました共通事項としての千葉県人事委員会勧告等に伴う、一般職の人件費関係でございます。

2款総務費、1項総務管理費20万7千円の増額につきましては、共通事項としての一般職人件費の増額と、各種審査会の開催回数が少なく見込まれることによる減額との

差が主な理由でございます。

次に6ページをご覧ください。2項監査委員費の増額は、会議に係る旅費でございます。

3款民生費、1項社会福祉費につきましては、共通事項としての一般職人件費の増額と、共済費の標準報酬制移行による減額でございます。

次に、7ページをご覧ください。2項児童福祉費の127万1千円の減額につきましては、保育士の育児休業に伴う給与の減額、休業に伴う臨時職員の賃金の増額、また送迎バス購入費の執行残を生じたことにより減額となったものでございます。

次に8ページをご覧ください。3項老人福祉費の425万1千円の減額につきましては、当初予定しておりました天羽養護老人ホームの受変電設備改修工事が、来年度に延期となったこと等により減額するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費86万円の増額につきましては、夜間急病診療所の医薬材料費等の増によるものでございます。

次に9ページをご覧ください。5款教育費、1項教育総務費10万円の減額につきましては、4回目の結核対策委員会を開催しなかったことによる特別職人件費の執行残額でございます。

2項社会教育費の減額につきましては、一般職人件費のうち時間外勤務手当の執行残額と、その他諸経費の残によるものでございます。

次に10ページをご覧ください。7款の予備費につきましては、歳入の減額に対し歳出の減額が少なかったことにより、差額の66万8千円を減額しようとするものでございます。

次に11ページをご覧ください。平成27年度関係市負担金、1夜間急病診療所分につきましては、夜間急病診療所に対する地方交付税措置といたしまして、714万9千円を診療所の所在市である木更津市への受入に伴いまして、関係市へ負担割合に応じ還付しようとするものでございます。

なお、12ページから18ページに、補正予算に係る給与費明細書を掲載しております。補足説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(鈴木幹雄君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(鈴木幹雄君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第1号 平成27年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成28年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算を議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第2号 平成28年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算の補足説明を申し上げます。別冊の平成28年度君津郡市広域市町村圏事務組合予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億2,616万4千円と定めようとするものでございます。前年度と比較いたしますと728万4千円、0.9%の増でございます。

第2条は、地方自治法の規定による、歳出予算の流用について定めようとするものでございます。

次に歳入につきましてご説明申し上げます。6ページをご覧いただきたいと存じます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目関係市負担金5億9,457万7千円は、関係4市からの負担金でございます。前年度と比較しますと4,083万6千円の増額でございます。この主な理由といたしましては、歳入では養護老人ホームの入所者数の減少による措置費収入の減、及び児童発達支援センターの給付費の報酬基準改定等による給付費の減。また歳出では人事異動及び給与改定に伴う人件費の増額によるもので、この結果負担金が増額となったものでございます。なお、歳入に占める割合は72%でございます。

2目養護老人ホーム措置費負担金1億1,469万円は、入所者に対する関係4市他措置団体からの措置費負担金でございます。前年度より594万7千円の減額となりま

すが、入所者数の減少によるものでございます。

3目児童福祉施設給付費負担金7,281万8千円は、児童発達支援センターの給付費で4市からの負担金でございます。前年度と比較しますと、984万6千円の減額となっておりますが、児童1日あたりの給付費の報酬基準の改定により減額を生じたものでございます。

次に7ページをご覧いただきたいと思います。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目老人福祉施設使用料6千円は、養護老人ホーム自動販売機設置に伴う使用料でございます。

2目児童福祉施設使用料286万1千円は、児童発達支援センターへの通所児童にかかる利用者の負担分でございます。

3目診療所使用料2,900万9千円は、夜間急病診療所に係る診療報酬でございます。

2項手数料は、各証明手数料でございます。

8ページをご覧ください。3款県支出金、1項県委託金123万7千円は、千葉県障害児児童支援事業の実施に伴う県の委託金で、外来相談及び施設支援事業に係るものでございます。

4款繰越金915万9千円は、平成27年度の歳計剰余金見込額を計上いたしました。

9ページをご覧ください。5款諸収入、1項組合預金利子1千円は、前年度と同額を計上しました。

2項雑入180万3千円は、職員研修参加負担金、児童発達支援センターに係る保育実習外来相談支援事業及び職員の給食費負担金等でございます。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

10ページをご覧いただきたいと存じます。1款議会費は、議会の活動費と運営費及び職員1名を含む人件費でございます。

次に、11ページから13ページの2款総務費、1項総務管理費は、人件費及び組合事務所の維持管理、職員共同研修、会計事務等に係る経費でございます。13ページの上段に掲載してあります計では、前年度に比べ2,366万8千円増額の1億397万4千3百円といたしました。これは、人事異動に伴う人員配置の組み替えによる一般職人件費の増が主な理由でございます。

次に2項監査委員費は、監査委員の活動費及び人件費でございます。32万3千円を

計上いたしました。

14ページをご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費2,810万9千円は、社会福祉法人の指導監査等に伴う職員の人件費と臨時職員の雇用に要する経費を含む運営費でございます。前年度に比べ294万6千円の増額となっております。これは、人事異動に伴う一般職人件費の増によるものでございます。

次に、15ページと16ページをご覧ください。16ページの下段に掲載してあります、2項児童福祉費の計1億9,704万6千円は、児童発達支援センターきみつ愛児園の人件費及び運営経費等で、前年度に比べ719万3千円の減額でございます。主な理由といたしましては、平成27年度は中型バスの更新があったからでございます。

17ページ、18ページをご覧ください。3項老人福祉費、2億394万3千円は、指定管理をしております天羽養護老人ホームの運営費で、専任職員1名分の人件費、指定管理料及び施設の維持管理費等でございます。前年度と比較しますと、777万9千円の減額となります。人事異動に伴う人員配置の組み替えによる一般職人件費の減と、施設補修費の減が主な理由でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費と2目環境衛生費は、水道法の規定による専用水道等の飲料水の汚染防止や適正な維持管理の指導等の業務に係る水道管理業務経費で、職員の人件費と事業実施に伴う経費でございます。1目保健衛生総務費は、前年度より202万4千円の減額となっておりますが、これは人員配置の組み替えによる一般職人件費の減です。

次に、19ページをご覧ください。3目救急急病医療事業費2億2,641万5千円は、夜間急病診療所及び二次待機施設の運營業務委託料等で、前年度より77万9千円の増額となっております。夜間急病診療所による、年末年始におけるインフルエンザ診療に伴う医薬材料費等の増でございます。

5款教育費、1項教育総務費45万9千円は、結核対策委員会に係る委員に対する報酬が主な経費でございます。

20ページをご覧ください。2項社会教育費1,007万9千円は、職員1名の人件費、視聴覚教育教材等の購入費及び視聴覚教材センターの管理運営経費等で、前年度に比べ31万7千円の減額となっております。

次に、21ページをご覧ください。6款予備費につきましては、前年度と同額の500万を計上してございます。

最後に公債費につきましては、組合事務所建設に伴う借入金の償還金でございますが、今年度をもって完済となりますので平成28年度からございません。

なお、22ページから36ページに関係市の負担金内訳、給与費明細書、債務負担行為及び地方債の調書を掲載してございます。

補足説明は、以上のとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議 長(鈴木幹雄君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議 長(鈴木幹雄君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(鈴木幹雄君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第2号 平成28年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議 長(鈴木幹雄君) 挙手全員でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 君津郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査法施行条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第3号 君津郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査法施行条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧いただきたいと存じます。本条例は、改正された行政不服審査法の施行に伴い、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

第2条は、行政不服審査法では、処分庁は行政手続法に基づいて作成される弁明書等の書類を、審理員に提出することとされていますことから、同様に行政手続条例に基づいて作成される弁明書等の書類についても、提出を義務づける規定でございます。

第3条は、法に基づく処分のほか、条例等に基づき審査庁に提出された書類の写しの交付に要する手数料の額、当該手数料の減額または免除について規定するものでござい

ます。

第4条から第9条までは、行政不服審査法により原則として審査庁が諮問をすることとされた、君津郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査会の設置、その組織及び運営について必要な事項を定めるものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日からとするものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議 長(鈴木幹雄君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議 長(鈴木幹雄君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(鈴木幹雄君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第3号 君津郡市広域市町村圏事務組合行政不服審査法施行条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議 長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の4ページをご覧いただきたいと存じます。本条例の改正は、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条文の整備をしようとするものでございます。説明は、新旧対照表でいたしますので、恐れ入りますが議案参考資料の1ページからご覧いただきたいと存じます。

第1条は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、今回の改正により新たに設置することとなりました行政不服審査会の委員の報酬の額を定めようとするものでございます。

2 ページをご覧いただきたいと存じます。第2条は、君津郡市広域市町村圏事務組合行政手続条例の一部改正でございますが、行政不服審査法の改正に伴い行政手続法が改正されたため、これにあわせて条文を改正するものでございます。

次に、3 ページから6 ページをご覧いただきたいと存じます。第3条は、君津郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部改正でございますが、情報公開条例第17条の規定では、君津郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例に基づく処分に係る不服申し立てがあった場合には、君津郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならいとされております。今回の主眼とするところは、行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立ての種類が審査請求に一元化されることによる、語句の整理をしようとするものでございます。また、不作為に係る審査請求については、君津郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会への対象としていないため、あわせて諮問の対象としようとするものでございます。その他、審査会に提出された資料等の交付手数料の額等を規定するものでございます。

最後に7 ページをご覧いただきたいと存じます。

第4条は、君津郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございますが、行政不服審査法の改正に伴い語句の整理をしようとするものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日からとするものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議 長(鈴木幹雄君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(鈴木幹雄君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(鈴木幹雄君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議 長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 君津郡市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第5号 君津郡市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例の制定についての補足説明を申し上げます。議案書の8ページをご覧くださいと存じます。

はじめに条例制定の背景でございますが、暴力団によります不当行為の取り締まりにつきましては、平成4年に施行されました、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴力団対策法により措置が講じられてきたところでございます。暴力団員による事件が多発している中、暴力団排除のため平成22年に福岡県が暴力団排除条例を制定したのを皮切りに、全国的に条例制定の動きが広まり、千葉県でも平成23年9月から施行され、構成4市においても既に施行されております。

こうした中、昨年8月に千葉県警察本部から条例制定の要請があったことから、当組合におきましても暴力団排除条例を制定しようとするものでございます。

最初に第1条は目的を規定しておりまして、暴力団排除の基本理念を定め、組合の責務及び事業者の役割を明らかにし、暴力団排除の必要な事項を定めることにより、住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することとしております。

第2条は、用語の定義でございます。

第3条は、暴力団排除を推進していく上での考え方の基本を示しております。

第4条は組合、第5条は事業者、それぞれの責務、役割が規定しており、必要な情報は管轄する警察署に提供することとしております。

第7条は、組合の事務または事業から暴力団を排除するため、必要な措置を講ずることを規定しております。

第8条は県への協力、第9条は暴力団排除に取り組む住民へ情報提供等の支援を行うことを規定しております。

第10条は所轄署との連携、第11条は事業者が暴力団員等に対し利益供与をしてはならないことを規定しております。

第12条は委任規定でございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日からとするものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議 長(鈴木幹雄君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(鈴木幹雄君) 質疑がございませんので、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(鈴木幹雄君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第5号 君津郡市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議 長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第6号 組織条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。議案書の11ページをご覧いただきたいと存じます。

組織条例の一部改正につきましては、組合規約で定めておりました共同処理事務のうち、社会福祉施設の入所施設建設に要する費用の助成を廃止することに伴い、本条例第2条にある分掌事務から削ろうとするものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日でございます。

補足説明は以上でございます。

○議 長(鈴木幹雄君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(鈴木幹雄君) 質疑がございませんので、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(鈴木幹雄君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第6号 組織条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。議案書の12ページをご覧いただきたいと存じます。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正及び行政不服審査法の施行に伴い、条文の整備を行うとともに平成27年の千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本組合の一般職の職員の給与額等を改定するため、関係条例の整備をしようとするものでございます。

第1条は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございまして、千葉県の給料表に準じて本組合の行政職給料表を平均で0.3%引き上げようとするものでございます。また、勤勉手当につきましては、民間のボーナスの支給割合に見合うよう一般職の職員の支給月数を0.1月、再任用職員は0.05月分引き上げようとするものでございます。なお、適用時期は平成27年4月1日に遡及して支給するものでございます。

16ページをご覧ください。第2条も、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございまして、第1条で改正します勤勉手当の支給月数を、平成28年度は支給月の6月と12月を等分に割り振るもので、一般職の職員は0.8月、再任用職員は0.375月分にしようとするものでございます。適用時期は、平成28年4月1日からでございます。

また、地方公務員法の改正に伴い、別表第2のとおり級別標準職務表を本条例に規定いたしました。改正部分の新旧対照表につきましては、議案参考資料の9ページから15ページに記載してございます。補足説明は以上でございます。

○議長(鈴木幹雄君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第8号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補則説明を申し上げます。議案書の19ページをご覧くださいと存じます。

今回の改正は、一般職の職員の地域手当の特例に関する改正でございます。一般職の職員の地域手当の支給につきましては、本則で支給率を5%としておりますが、現在は特例条例により平成21年9月以降、支給率を本年8月まで2%としております。

本議案は、平成27年の千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本組合の一般職の職員の地域手当を0.8%引上げて、2.8%に改定しようとするものでございます。

なお、適用時期は平成27年4月1日に遡及して支給するものでございます。

私からの補足説明は以上でございます。

○議長(鈴木幹雄君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第8号 君津郡市広域市町村圏事務組合職員の地域手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長

○議長(鈴木幹雄君) 本日の会議時間は、会議規則第8条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合により会議時間をあらかじめ延長しますので、ご了承願いたいと思います。

○議長(鈴木幹雄君) 次に、議案第9号 職員等の旅費に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第9号 職員等の旅費に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。議案書の20ページをご覧くださいと存じます。

今回の一部改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行によりまして、参照する法律の条ずれを改めようとするものでございます。平成28年4月1日から施行しようとするものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長(鈴木幹雄君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第9号 職員等の旅費に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 君津郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第10号 君津郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。議案書の21ページをご覧くださいと存じます。

本条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政不服審査法の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものでございます。恐れ入りますが、議案参考資料の22ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。

改正後の目次で申し上げますと、第5章までが行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による改正でございまして、特例的なものを除き特定個人情報の提供や、その利用目的の範囲を超えての利用を禁止することを規定したものでございます。

第24条以降は、行政不服審査法の施行等に伴う改正でございまして、個人情報保護条例の規定では、条例に基づく処分に係る不服申し立てがあった場合は、君津郡市広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとされております。

改正の趣旨といたしましては、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の第3条、君津郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部改正と同様の改正を行おうとするものでございます。また、その他字句の訂正をしております。

施行期日につきましては、平成28年4月1日でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長(鈴木幹雄君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第10号 君津郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局の補足説明を求めます。

古神子事務局長。

○事務局長(古神子隆夫君) 議案第11号 君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

議案書の27ページをご覧ください。本議案は、平成27年の千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本組合の特定任期付職員の給与額を改定するため、関係条例の整備をしようとするものでございます。

第1条は、特定任期付職員の給料表及び12月分の期末手当の改定で、支給月数を0.05月分引上げようとするものでございます。なお、適用時期は平成27年4月1日に遡及して支給するものでございます。

第2条は、第1条で改正します期末手当の支給月数を、平成28年度は支給月の6月と12月を等分に割り振るもので、適用する時期は、平成28年4月1日でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長(鈴木幹雄君) 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君) 質疑がございませんので、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君) 討論もございませんので、採決を行います。

議案第11号 君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命についてを議題といたします。人事案件でございますので、質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木幹雄君) ご異議ないものと認め、採決を行います。

議案第12号 君津郡市広域市町村圏事務組合教育委員会委員の任命についてを、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第13号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、11番田邊恒生君の退席を求めます。

(11番田邊恒生君 退席)

○議長(鈴木幹雄君) お諮りいたします。議案第13号は人事案件でございますので、質疑、討論を省略いたしまして、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(鈴木幹雄君) ご異議ないものと認め、採決を行います。

議案第13号 君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてを、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議 長(鈴木幹雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

11番田邊恒生君、入場をお願いいたします。

(11番田邊恒生君 入場、着席)

○議 長(鈴木幹雄君) ここで、ただいま監査委員に選任されました田邊恒生君に、就任のご挨拶をお願いいたします。

○監査委員(田邊恒生君) 一言ご挨拶申し上げます。ただいま、皆様方のご同意をいただきまして、君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員に選任いただき、誠にありがとうございました。

適性かつ正確な監査に努めてまいりますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長(鈴木幹雄君) 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○議 長(鈴木幹雄君) ここで閉会にあたりまして、管理者からご挨拶があります。
渡辺管理者。

○管理者(渡辺芳邦君) 議員の皆様には、慎重なるご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。お陰様をもちまして、提出いたしました全議案とも原案どおり可決、同意をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本組合の運営につきましては、今後とも皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉 会

○議 長(鈴木幹雄君) これをもちまして、平成28年2月君津郡市広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会といたします。みなさま大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

午後5時9分 閉会